

表示規制(6)

(指定告示に係る不当表示(主に原産国の表示・おとり広告))

古川 昌平 Furukawa Shohei 弁護士

2014年4月～2016年3月任期付職員として消費者庁にて勤務。主に景品表示法の課徴金制度に関与。主な著書：『エッセンス景品表示法』(商事法務、2018年)。



第1 指定告示に係る不当表示概要

景品表示法は、優良誤認表示および有利誤認表示のほか、商品・役務の取引に関する事項についても一般消費者に誤認されるおそれがある不当表示として内閣総理大臣が指定する表示をする行為を禁止しています(5条三号。告示により指定されるため、一般的に、「指定告示」と呼ばれ、指定された表示は「指定告示に係る不当表示」と呼ばれることがあります)。

内閣総理大臣は、指定告示に係る不当表示を指定しようとする場合には、公聴会を開催し、関係事業者および一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かなければなりません(6条1項)。

2020年8月現在、指定告示には次の6つが

表1 指定告示(2020年8月現在)

①	「無果汁の清涼飲料水等についての表示」(昭和48年公正取引委員会告示第4号)
②	「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号) (以下、原産国告示)
③	「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」(昭和55年公正取引委員会告示第13号)
④	「不動産のおとり広告に関する表示」(昭和55年公正取引委員会告示第14号)
⑤	「おとり広告に関する表示」(平成5年公正取引委員会告示第17号) (以下、おとり広告告示)
⑥	「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)

あります(表1)。消費者庁設置以降、新たに指定されたものはなく、いずれも、公正取引委員会が所管していた際に指定されたものです。

本稿では、前記6つのうち、事業者の業種にかかわらず一般的な表示で問題となり得る②原産国告示と⑤おとり広告告示を概説します。

なお、指定告示に関して、行政庁としての考え方を明確にするため、公正取引委員会がそれぞれ運用基準を設定し、消費者庁でも当該運用基準に沿った運用が行われています。指定告示に係る不当表示を検討する際は、告示と運用基準の確認が肝要です。

第2 原産国告示

1 概要

原産国告示は、商品の「原産国」に関する不当表示として、次の2つを指定しています。

- (I)日本国内で生産された商品について、当該商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難な表示(国産品を外国産の商品と示す表示)
- (II)外国で生産された商品について、当該商品の「原産国」を一般消費者が判別することが困難な表示(外国産の商品の原産国を、別の国と示す表示)

原産国告示は、すべての商品について「原産国」を表示すべきことを義務づけるものではありません。もっとも、事業者が原産国を表示する場合(国名を直接記載する場合に限らず、特定の記載をしてイメージさせるような場合も

含まれます)には、原産国告示に適合する表示が求められます。

原産国告示制定当時(1973年)は、国産品よりも外国産のほうが高い価値を有すると考えられていたと思われます。その考えを背景に、(I)の不当表示が先に定められ、原産国告示運用基準^{*1}も(I)に関する説明が大部分を占めています。もっとも、現在は、(I)の不当表示が問題になることは稀で、(II)の不当表示該当性が問題になることが多いです。

なお、「原産国」に関する表示が一般消費者に著しく優良であると誤認される表示である場合には、優良誤認表示に該当する可能性があります^{*2}。また、原産国告示は、商品の原産国についての表示を対象とするものであり、①商品の原料の原産国についての表示(例えば、「国産若鶏使用から揚げ」の原料となる鶏肉の原産国表示)や②国内の原産地(例えば、「松阪」牛)についての表示は原産国告示の対象外です。もっとも、それらについても優良誤認表示に該当する可能性はあります。

2 原産国とは

原産国告示は、商品の「原産国」に関する不当表示を規制していますが、「原産国」はどのように整理すべきでしょうか。特に、生産工程が2カ国以上にわたる場合、どこの国が「原産国」なのか問題となります。

原産国告示は、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」を「原産国」というとしています(原産国告示備考1)。また、運用細則^{*3}にて具体例が示されており、一部抜粋します(表2)。当該内容から明らかな

表2 商品の内容について実質的な変更をもたらす行為の例

品目	実質的な変更をもたらす行為
緑茶・紅茶	荒茶の製造
清涼飲料(果汁飲料を含む)	原液または濃縮果汁を希釈して製造したものにあっては希釈
米菓	いりやき煎焼または揚
下着、外衣(洋服等)	縫製
腕時計	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーブメント^{*4}の組み立て ・側^{かわ}^{*5}またはバンドが重要な構成要素となっている高級腕時計や、防水などの特殊な腕時計 →ムーブメントの組み立てと、側またはバンドの製造 →ムーブメントの組み立てが行われた国と側またはバンドの製造が行われた国とが異なるときは、原産国は、二国となる

とおり、商品にラベルを付けることや、商品を容器に詰めたり包装したりすることは、実質的な変更をもたらす行為には該当しないと考えられています(原産国告示運用基準10)。

また、商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして原産国告示が適用されます(原産国告示備考2)。

3 日本国内で生産された商品についての表示

事業者が、日本国内で生産された商品(国産品)について次の①から③のいずれかの表示をする場合、一般消費者が、その商品が国産品であることを判別し難いときは、不当表示となります(原産国告示1)。

*1 「『商品の原産国に関する不当な表示』の運用基準(以下、原産国告示運用基準)」(1973年10月16日事務局長通達第12号)

*2 「国」に優劣をつけ難いという政治的配慮もあって、原産国告示では優良性の判断は不要とされているが、商品の原料の原産国についての表示が優良誤認表示であると判断された例は相応にあり、「原産国」に関する表示が優良誤認表示に該当すると判断される可能性はある。そのように優良誤認表示に該当する場合、「前二号に掲げるもののほか」という景品表示法5条三号の要件を満たさず、同条一号のみに該当するという整理があり得る(白石忠志「景品表示法の構造と要点」NBL1049号43・44ページ)。景品表示法の課徴金納付命令は、優良誤認表示または有利誤認表示をする行為(課徴金対象行為)を対象とし、同法5条三号の定める表示(指定告示に係る不当表示)を対象外としているため、前記のような整理をするかにより課徴金対象事案となるかが異なってくる(次号にて解説)

*3 「『商品の原産国に関する不当な表示』の原産国の定義に関する運用細則」(1973年12月5日公正取引委員会事務局長通達第14号)

*4 「ムーブメント」は、時計の駆動をつかさどる部分を指す

*5 「側(かわ)」は、ムーブメントやダイヤルなどを収める外装部品で、時計のバンド(ベルト)部分を除いた胴体部分のことを指す

- ① 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- ② 外国の事業者またはデザイナーの氏名、名称または商標の表示
- ③ 文字による表示の全部または主要部分が外国の文字で示されている表示

例えば、外国の国名または地名の記載があるものの、日本の事業者の名称であることが明らかかな表示(「イタリア屋」など)は、前記①には該当しません(原産国運用基準2)。

また、外国の国名、地名または事業者の名称等を含むものの、商品の普通名称であって、原産国が外国であることを示すものでないことが明らかかな表示(「フランスパン」「ボストンバッグ」など)は、前記①・②に該当しません(原産国運用基準3)。

さらに、外国の文字が記載されていても、次の(a)から(d)までのように一般消費者に原産国について誤認されるおそれのない表示は、前記③に該当しません(原産国運用基準6)。

- (a) 国内の事業者の名称または商標であって、国産品に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識していると認められるものの表示
- (b) 法令の規定により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いることができるものとされている表示(「ALL WOOL」「STAINLESS STEEL」など)
- (c) 一般の商慣習により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いられているため、日本語と同様に理解されている表示(「size」「price」など)
- (d) 外国文字が表示されているが、それが模様、飾りなどとして用いられており、商品の原産国が外国であることを示すものでないことが明らかかな表示(手下げ袋の模様として英文雑誌の切り抜きを用いたものなど)

4 海外で生産された商品についての表示

事業者が、海外で生産された商品について次のiからiiiのいずれかの表示をする場合、一般消費者が、その商品の原産国を判別し難いときは、不当表示となります(原産国告示2)。

- i その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- ii その商品の原産国以外の国の事業者またはデザイナーの氏名、名称または商標の表示
- iii 文字による表示の全部または主要部分が和文で示されている表示

このように、海外で生産された商品について表示する場合は、一般消費者が海外で生産されたものであることを判別できるだけでは不十分であり、原産国を判別できるように表示する必要があるとされています。

5 措置命令事案

消費者庁の株式会社ボーネルンド(以下、ボーネルンド社)に対する2017年6月23日付措置命令^{*6}を取り上げます。

表示対象商品は、ボーネルンド社が取引先事業者から仕入れて一般消費者に販売していた玩具です。ボーネルンド社は、新聞折り込みチラシで、例えば「アンビトイー・ベビーギフトセット」について、イギリスの国旗および「イギリス」の文言を掲載していました(図)。しかし、当該玩具の原産国は中国であったため、消費者庁は、当該表示を原産国告示2に該当する不当表示であると判断し、措置命令を行いました。

前記表示について、「イギリスの伝統的なおもちゃであること」を示すものであり原産国を示すものではないといった議論の余地もありそうですが、原産国告示は、原産国以外の外国の国旗を記載する場合は、実際の原産国を明示することを求めており、当該告示に沿った処分が行われました。

*6 https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170623_0002.pdf

☒ 措置命令の対象商品(一部抜粋)

<表示例>



第3 おとり広告告示

おとり広告告示は、基本的に、「実際」の商品・役務が存在しない場合の表示を規制しています。実際の商品・役務が存在しない場合には、優良誤認表示や有利誤認表示に該当するとは言いがたいですが、「実際」には存在しない商品・役務を示す表示は、当該商品・役務に関心を有する一般消費者を誘引したうえで自己が実際に販売する他の商品・役務を売りつける手法として用いられることがあります。

そのため、おとり広告告示は、広告表示において取引対象として示された商品・役務の入手可能性という、商品選択上の前提となる要素について一般消費者に誤認されるおそれのある表示を規制しています^{*7}。

おとり広告告示は、通常よりも廉価で取引する旨の記載を行う商品・役務についての表示について重点的に運用されます(「おとり広告に関する表示」等の運用基準^{*8}[以下、おとり広告運用基準]第1の2①)。おとり広告告示は、おとり広告を次の(a)から(d)の4つの場合における商品・役務の表示であると定めています。そ

れぞれ、おとり広告運用基準で具体的に解説されていますので、紙幅の関係上、類型と運用基準の紹介にとどめます。

- (a) 取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合
- (b) 供給量が著しく限定されているがその限定の内容を明瞭に記載しない場合
- (c) 供給期間、供給の相手方または顧客一人当たりの供給量が限定されているがその限定の内容を明瞭に記載しない場合
- (d) 合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合

前記に関連して整理しておく、例えば、特売の卵のような目玉商品を掲げ、当該商品で顧客(一般消費者)を来店させることで他の商品も販売して利益を確保するといった場合、広い意味ではおとり広告の一種ではないかとも思われますが、目玉商品を示すだけでは前記(a)から(d)には該当しません。目玉商品を示し、それが前記(a)等に該当する場合に、おとり広告告示との関係が問題となります。

また、事業者のうれしい見込み違いで広告対象商品が早々に売り切れたため、顧客に他の商品の購入を勧めるといった場合、形式的には前記(a)「実際には取引に応じることができない場合」に該当しそうですが、前記おとり広告告示の趣旨を及ぼすべき場面ではなく、一般消費者を誘引する手段としておとり広告を行ったものではないため、基本的におとり広告告示の適用対象とならないと考えられます。

なお、不動産の取引に関するおとり広告については、「不動産のおとり広告に関する表示」(告示)が制定・適用され、おとり広告告示は適用されません。

*7 実質的には、おとり広告に起因した代替商品の販売行為を規制するものであるが、その原因となる広告表示行為自体が規制対象とされている

*8 「おとり広告に関する表示」等の運用基準(1993年4月28日事務局長通達第6号)